

新旧対照条文

◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七七号)

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>第一 保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)</p> <p>第二条の六及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(以下「療担基準」という。)</p> <p>第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項</p> <p>一 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一 医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の第一章第2部第1節に規定する入院基本料及び別表第二 歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)の第一章第2部第1節に規定する入院基本料に関する事項</p> <p>二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数(平成二十年厚生労働省告示第九十六号)別表の左欄に掲げる病院であること</p> <p>三 削除</p> <p>四 診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)に基づき、地方社会保険事務</p> | <p>第一 保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療担規則」という。)</p> <p>第二条の六及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(以下「療担基準」という。)</p> <p>第二条の六の厚生労働大臣が定める揭示事項</p> <p>一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一 医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の第一章第2部第1節に規定する入院基本料及び別表第二 歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)の第一章第2部第1節に規定する入院基本料に関する事項</p> <p>二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数(平成十八年厚生労働省告示第四百四十一号)別表の左欄に掲げる病院であること</p> <p>三 歯科点数表区分番号B000-3に掲げる歯科疾患総合指導料に関する事項</p> <p>四 診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)に基づき、地方社会保険事務</p> |

局長に届け出た事項に関する事項（一）に掲げるものを除く。）

五（略）

第一の二 療担規則第五条の二第二項及び療担基準第五条の二第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険医療機関

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第四条第一項に規定する表各号に規定する保険医療機関（平成二十一年四月一日以降においては、同表第一号に規定する保険医療機関を除く。）のいずれにも該当しない保険医療機関

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受ける場合の厚生労働大臣が定める基準

一（略）

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一)（略）

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う第八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならない

ものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

局長又は都道府県知事に届け出た事項に関する事項（一及び三に掲げるものを除く。）

五（略）

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受ける場合の厚生労働大臣が定める基準

一（略）

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一)（略）

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う第八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならない

ものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ（二）（略）

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する七対一入院基本料、準七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料（特別入院基本料を除く。）並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1を算定する。保険医療機関であること。

へ・ト（略）

(三)（略）

三（略）

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(二)(一)（略）

当該診察は、医科点数表の第1章区分番号A000の注4、区分番号A001の注3及び区分番号A002の注4並びに歯科点数表の第1章区分番号A000の注7及び注8並びに区分番号A002の注5及び注6に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであつてはならないものとする。

五（八）（略）

第四 療担規則第十一条の三及び療担基準第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

一 健康保険法第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項に規定する評価療養及び選定療養に関する事項

二 削除

イ（二）（略）

ホ 医科点数表第1章第2部第1節又は歯科点数表第1章第2部第1節に規定する七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料1及び有床診療所入院基本料の入院基本料1並びに療養病棟入院基本料2を算定する保険医療機関であること。

へ・ト（略）

(三)（略）

三（略）

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(二)(一)（略）

当該診察は、医科点数表の第1章区分A000の注4、区分A001の注3及び区分A002の注4並びに歯科点数表の第1章区分A000の注7及び注8並びに区分A002の注5及び注6に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであつてはならないものとする。

五（八）（略）

第四 療担規則第十一条の三及び療担基準第十一条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

一 健康保険法第六十三条第二項及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項に規定する評価療養及び選定療養に関する事項

二 医科点数表の第1章区分A200及び歯科点数表の第1章区分A200に規定する入院時医学管理加算に関する事項

三 (略)

四 歯科点数表の第2章第1部区分番号B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料に関する事項

五 診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

第八 療担規則第十九条第二項本文及び療担基準第十九条第二項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用歯科材料

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)別表のVIに掲げる特定保険医療材料

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロニンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(医科点数表第2章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している

三 (略)

四 歯科点数表の第2章第1部区分B001-2に規定する歯科衛生実地指導料に関する事項

五 診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た事項に関する事項

第八 療担規則第十九条第二項本文及び療担基準第十九条第二項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用歯科材料

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十六号)別表のVIに掲げる特定保険医療材料

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロニンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(医科点数表第2章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している

患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンⅠ製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマン  
ト製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシドロン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメ  
タゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フル  
ルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロ  
ルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤及びグリチルリチン  
酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- (一) 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬（二のロ及びハに掲げるものを除く。）
- ロ 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬（二及び三に掲げるものを除く。）
- ハ 新医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載

患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンⅠ製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマン  
ト製剤及びスマトリプタン製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- イ 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- (一) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬（二のロ及びハに掲げるものを除く。）
- (二) 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬（ロ及びハに掲げるものを除く。）
- (三) 新医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載

の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの

(二) | 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ | 内服薬

アルプラゾラム、エスタゾラム、塩酸オキシコドン、塩酸オキシコドン水和物、塩酸フルラゼパム、塩酸メチルフェニデート、塩酸モルヒネ、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、酒石酸ゾルピデム、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、硫酸モルヒネ、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、臭化メペンゾラート・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エドリン配合剤

ロ | 外用薬

塩酸モルヒネ又はフェンタニルを含有する外用薬

ハ | 注射薬

(三) | 塩酸モルヒネ又は塩酸ブプレノルフィンを含有する注射薬  
療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる内服薬

の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの

ロ | 療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び注射薬

(一) | 内服薬

アルプラゾラム、塩酸メチルフェニデート、オキサゾラム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、プラゼパム、フルジアゼパム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、ロフラゼパ酸エチル又はロラゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、臭化メペンゾラート・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エドリン配合剤

(二) | 注射薬

ハ | 塩酸モルヒネ又は塩酸ブプレノルフィンを含有する注射薬  
療担規則第二十条第二号ホ及びへ並びに第二十一条第二号ホ並びに療担基準第二十条第三号ホ及びへ並びに第二十一条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる内服薬

ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤

第十一 療養担当規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表第二章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群(鰓弓異常症を含む)、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダーウィリー症候群又は顔面裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せ

ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤

第十一 療養担当規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表第二章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンハー症候群(鰓弓異常症を含む)、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群又は尖頭合指症に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

んを交付する場合

三 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料及び区分番号18に掲げる後期高齢者薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二 (略)

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分10に規定する薬剤服用歴管理料に関する事項

二 (略)